

熊本市農業水利施設電気料金支援事業補助金事務取扱要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日 市長決裁
改正 令和 8 年 1 月 6 日 市長決裁
令和 8 年 1 0 月 9 日 市長決裁

(目的)

第 1 条 原油価格の高騰により電気料金が値上がりし、土地改良区等の農業者が組織する団体（以下「土地改良区等」という。）が管理する農業水利施設の維持管理費が増大していることから、土地改良区等の安定的な運営を図るため、電気料金の値上がり分に対して予算の範囲内で補助金を交付するもの。

(適用の範囲)

第 2 条 熊本市農業水利施設電気料金支援事業補助金の交付に係る事務取扱については、熊本市補助金等交付規則（昭和 4 3 年規則第 4 4 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の対象となる事業等)

第 3 条 この要綱による補助金の対象となる事業及び補助対象経費、補助事業者、補助率等については、別表第 1 のとおりとする。ただし、市長が土地改良区等の安定的な運営を図るうえで、特に必要と認めるものについてはこの限りでない。

2 前項の規定に係わらず、補助金の交付は予算の範囲内においてこれを決定するものとする。

3 補助事業者等は、熊本市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 9 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない者であることとする。

(対象施設の区分)

第 4 条 補助対象となる土地改良区等が管理する農業水利施設は、本市域内のものであることとする。
ただし、農業水利施設が本市域外又は本市域内と本市域外にまたがった区域にあるものであって、当該施設による受益が本市域内に及ぶものである場合において、市長が特に認めるときはこの限りでない。

(期間)

第 5 条 この要綱に定める県の補助事業については、県の補助制度終了に合わせて市の補助制度も廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年10月9日から施行する。

・別表第1（第3条関係）

事業名及び事業区分	補助事業者等	補助対象金額補助率	事業の内容及び条件
1 農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業	土地改良区	定額（補助対象金額のうち県費として交付される金額）	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項による農業水利施設電気料金高騰対策事業のうち、県からの交付金を交付するもの。 （対象期間：熊本県農林水産業振興補助金等交付要項による） ・本事業の適用にあたっては、熊本市補助金交付規則第6条に定める補助金等の交付決定通知をもって同規則第10条に規定する補助金等交付確定通知があったものとみなす。
	複数の農業者が利用する農業水利施設を管理する水利組合等の団体	対象期間内の電気料金総額の5/100以内 補助下限額：5千円以上	電気料金の急激な高騰により、補助事業者等が管理する農業水利施設の電気料金の負担が増大しているため、電気料金高騰分の一部を支援するもの。 （対象期間：令和8年6月から令和8年9月の請求分） ・本事業の適用にあたっては、熊本市補助金交付規則第6条に定める補助金等の交付決定通知をもって同規則第10条に規定する補助金等交付確定通知があったものとみなす。
2 農業水利施設省エネルギー化推進事業	土地改良区等	70/100 以内 （事業に要した費用のうち国、県費として交付される金額及び地元負担分の 15/100 以内）	熊本県農林水産業振興補助金等交付要項による農業水利施設省エネルギー化推進事業のうち、国、県からの交付金を交付するもの。あわせて、上記事業で地元負担を要するもの。 （対象期間：熊本県農林水産業振興補助金等交付要項による） ・本事業の適用にあたっては、熊本市補助金交付規則第6条に定める補助金等の交付決定通知をもって同規則第10条に規定する補助金等交付確定通知があったものとみなす。

備 考

- 1) 別表第1に示す事業について、補助金申請を行う農業水利施設の受益地に熊本市外の区域が含まれている場合は、当該施設の受益地の面積に対する熊本市内の受益地の面積の割合を乗じて得た額を交付対象金額とする。
- 2) 補助金額は、交付対象金額に補助率を乗じて得た金額以内とし、別表第1に掲げる事業に対する補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3) 補助事業者等の「団体」とは、2戸以上で組織され、地域の農業振興につながる計画性を持ち、かつ、その運営に係る必要にして十分な内容を持つ規約等を有するものとする。